

農林水産業及び農山漁村の活性化のための女性の活躍推進について（平成 24 年 4 月 20 日付け 23 経営第 3691 号農林水産事務次官依命通知）

一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
農林水産業及び農山漁村の活性化のための女性の活躍推進について 第 1 （略） 第 2 基本方針 1～3 （略） 4 指導的地位への女性の登用促進 第 5 次男女共同参画基本計画（令和 2 年 12 月閣議決定）を踏まえ、農山漁村における女性の政策・方針決定過程への参画を促進する。特に、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 63 号）による改正後の農業委員会等に関する法律及び農業協同組合法（平成 28 年 4 月 1 日施行）、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成 30 年法律第 95 号）による改正後の水産業協同組合法（令和 2 年 12 月 1 日施行）及び森林組合法の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 35 号）による改正後の森林組合法（令和 3 年 4 月 1 日施行）<u>及び土地改良法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 14 号）による改正後の土地改良法（令和 7 年 4 月 1 日施行）</u>において、農業委員会の委員、農業協同組合の役員及び漁業協同組合、<u>森林組合や土地改良区等</u>の理事について、年齢及び性別に著しい偏りが生じないよう配慮しなければならない旨の規定が置かれており、これらの指導的地位への女性登用に向けた取組をより一層推進する。 第 3 （略）	農林水産業及び農山漁村の活性化のための女性の活躍推進について 第 1 （略） 第 2 基本方針 1～3 （略） 4 指導的地位への女性の登用促進 第 5 次男女共同参画基本計画（令和 2 年 12 月閣議決定）を踏まえ、農山漁村における女性の政策・方針決定過程への参画を促進する。特に、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 63 号）による改正後の農業委員会等に関する法律及び農業協同組合法（平成 28 年 4 月 1 日施行）、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成 30 年法律第 95 号）による改正後の水産業協同組合法（令和 2 年 12 月 1 日施行）及び森林組合法の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 35 号）による改正後の森林組合法（令和 3 年 4 月 1 日施行）において、農業委員会の委員、農業協同組合の役員及び漁業協同組合<u>や</u>森林組合の理事について、年齢及び性別に著しい偏りが生じないよう配慮しなければならない旨の規定が置かれており、これらの指導的地位への女性登用に向けた取組をより一層推進する。 第 3 （略）

女性活躍推進に向けた事業 別表					女性活躍推進に向けた事業 別表				
区分	事業名	事業内容	女性への支援に向けた取組内容	要綱等	区分	事業名	事業内容	女性への支援に向けた取組内容	要綱等
1 企画・立案段階からの女性の参画促進	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	1 企画・立案段階からの女性の参画促進	<u>森林・山村多面的機能発揮対策交付金</u>	<u>森林の多面的機能発揮とともに関係人口の創出を通じて、山村地域のコミュニティの維持・活性化を図るため、地域住民や地域外関係者等による活動組織が実施する森林の保全管理、森林資源の活用を図る取組等を支援。</u>	<u>本事業の活動内容を審査する地域協議会に女性が参画することを要件化。</u>	<u>森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱（平成30年3月30日付け29林政政第893号農林水産事務次官依命通知）</u>

	<u>里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金</u>	<u>林業事業体による経営管理がされにくい、二次林や人工林等が混在する地域に身近な里山林の整備を促進し、森林の多面的機能の発揮や山村集落の維持・活性化を図るため、里山林の整備・活用に取り組む組織の確保・育成、複業としての取組も含めた活動の実践を支援する。</u>	<u>本事業の活動内容を審査する地域協議会に女性が参画することを要件化。</u>	<u>森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金交付等要綱</u> <u>(平成30年3月30日付け29林政政第893号農林水産事務次官依命通知)</u>			(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
2 農林水産業や6次産業化の取組等で	農地利用効率化等支援交付金	<u>地域計画の早期実現に向けて、地域の中核となる担い手が経営改</u>	(略)	(略)	2 農林水産業や6次産業化の取組等で	農地利用効率化等支援交付金	<u>地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実</u>	(略)	(略)	(略)

活躍する女性への支援		善に取り組む場合、必要な農業用機械・施設の導入を支援。				活躍する女性への支援		現に向けて、 <u>目標地図に位置付けられた者</u> が経営改善に取り組む場合、必要な農業用機械・施設の導入を支援。			
	経営継承・発展等支援事業	地域計画に <u>位置付けられ、地域の担い手から経営を継承した後継者等</u> が、経営継承後の経営発展に関する計画を策定し、同計画に基づく取組を市町村と一体となって支援。	(略)	(略)			経営継承・発展等支援事業のうち <u>経営継承・発展支援事業</u>	地域計画に <u>位置付けられた経営体等の後継者</u> が、経営継承後の経営発展に関する計画を策定し、同計画に基づく取組を市町村と一体となって支援。	(略)	(略)	

	新規就農者 育成総合対 策のうち経 営発展支援 事業	就農後の 経営発展の ために、 <u>必 要な機械・ 施設の導入 等の取組</u> を 支援する <u>と ともに、地 域計画の早 期実現に向 けて、将来 の農地の受 け手となる 新規就農者 等の円滑な 経営継承及 び早期の経 営発展に向 けた取組を 支援する。</u>	(略)	(略)		新規就農者 育成総合対 策のうち経 営発展支援 事業	就農後の 経営発展の ために、 <u>都 道府県が機 械・施設等 の導入</u> を支 援する <u>場 合、都道府 県支援分の 2倍を国が 支援。</u>	(略)	(略)	
	新規就農者 確保緊急円 滑化対策の うち <u>世代交 代・初期投 資促進事業</u>	就農後の 経営発展の ために、 <u>必 要な機械・ 施設の導入 等の取組</u> を 支援する <u>と ともに、地 域計画の早 期実現に向 けて、将来 の農地の受</u>	(略)	(略)		新規就農者 確保緊急円 滑化対策の うち初期投 資促進事業	就農後の 経営発展の ために、 <u>都 道府県が機 械・施設等 の導入</u> を支 援する <u>場 合、都道府 県支援分の 2倍を国が 支援。</u>	(略)	(略)	

		<u>け手となる新規就農者等の円滑な経営継承及び早期の経営発展に向けた取組を支援する。</u>									
	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)		<u>新規就農者育成総合対策のうち雇用就農資金</u>	<u>農業法人等が、49歳以下の新規就業者を雇用することに対して資金を交付。</u>	<u>女性が働きやすい職場環境づくりのため、男女別トイレ及びシャワールの設置等を選択制の要件の1つとして設定。</u>	<u>新規就農者育成総合対策事業実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）</u>		
	<u>雇用就農の総合的な推進のうち雇用就農資金</u>	<u>男女別トイレやシャワールの設置など労働環境を改善する農業法人等が、49歳以下の新規就業者を雇用することに対して資金を支援。</u>	<u>「女性が働きやすい職場環境づくりのため、男女別トイレ及びシャワールの設置」や「就業規則に産前産後休業や育児・介護休業等を規定する」等を、選択制の要件として設定。</u>	<u>雇用就農資金等実施要綱（令和7年3月31日付け6経営第2412号農林水産事務次官依命通知）</u>		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)		

	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)			<u>日本型直接支払のうち多面的機能支払交付金</u>	<u>地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援。</u>	<u>加算措置の要件に活動組織の役員に女性が2名以上参画し、一定の条件を満たす場合を追加。</u>	<u>多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知）</u>
	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)			<u>機構集積支援事業</u>	<u>遊休農地の所有者等の利用意向調査、所有者不明農地の権利関係調査、農地情報や農地の出し手・受け手の意向等を管理するデータベースの運用等を支援。</u>	<u>女性農業委員の登用促進及び組織化のための活動を支援。</u>	<u>農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）</u>

	浜の活力再生・成長促進交付金のうち水産業強化支援事業及び <u>海業推進事業</u>	(略)	(略)	(略)		浜の活力再生・成長促進交付金のうち水産業強化支援事業	(略)	(略)	(略)	
	<u>雇用就農緊急対策のうち雇用体制強化事業</u>	(略)	(略)	<u>雇用就農緊急対策実施要綱（令和6年12月25日付け6経営第1765号農林水産事務次官依命通知）</u>		<u>働きやすい環境づくり緊急対策のうち労働力確保体制強化事業</u>	(略)	(略)	<u>働きやすい環境づくり緊急対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第1795号農林水産事務次官依命通知）</u>	
3 女性経営者等の発展支援	女性が変わる未来の農業推進事業	地域のリーダーとなり得る女性農業経営者の育成、 <u>登用に向けた意思決定層の意識啓発</u> 、女性グ	<u>農業分野における女性の登用に向けた各組織の意思決定層のコミットメント強化</u> や地域をリードする女性農業者の活躍事例の普及等の取組を支援するとともに	(略)	3 女性経営者等の発展支援	女性が変わる未来の農業推進事業	地域のリーダーとなり得る女性農業経営者の育成、女性グループの活動、女性が働きやすい環境づ	<u>全国共通の研修コンテンツの作成</u> や地域をリードする女性農業者の活躍事例の普及等の取組を支援するとともに、各都道府県において、地域の女性活躍の実情	(略)	

		ループの活動、女性が働きやすい環境づくり、女性農業者の活躍事例の普及を支援。	に、各都道府県において、地域の女性活躍の実情に応じて行う、地域のリーダーとなり得る女性農業経営者の育成、地域の女性農業者グループの活動、女性農業者の育児と農作業のサポート活動等の取組を支援。				くり、女性農業者の活躍事例の普及を支援。	に応じて行う、地域のリーダーとなり得る女性農業経営者の育成、地域の女性農業者グループの活動、女性農業者の育児と農作業のサポート活動等の取組を支援。	
	<u>雇用就農緊急対策のうち女性の就農環境改善・活躍推進事業</u>	(略)	(略)	<u>雇用就農緊急対策実施要綱（令和6年12月25日付け6経営第1765号農林水産事務次官依命通知）</u>		<u>働きやすい環境づくり緊急対策のうち女性の労働環境整備・活躍強化事業</u>	(略)	(略)	<u>働きやすい環境づくり緊急対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第1795号農林水産事務次官依命通知）</u>
4 指導的地位への女性の登用促進	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	4 指導的地位への女性の登用促進	<u>新規就農者育成総合対策のうちサポート体制構築事業</u>	<u>地域における就農相談体制の整備、先輩農業者等による新規就農者の技術面等のサポート、就農希望者を対象</u>	<u>女性登用の数値目標・取組計画を設定している場合に配分ポイントの加算。</u>	<u>新規就農者育成総合対策事業実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）</u>

							<u>とした実践的な研修農場の整備、社会人向けの農業研修の実施を支援。</u>			
	<u>新規就農者育成総合対策のうち農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業</u>	<u>地域の関係機関による誘致体制の整備や、技術習得のための研修農場の整備、就農前後の方に対するトータルサポート活動等を支援。</u>	<u>女性登用の数値目標・取組計画を設定している場合に配分ポイントの加算。</u>	<u>新規就農者育成総合対策事業実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）</u>		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	
	女性が変える未来の農業推進事業（再掲）	地域のリーダーとなり得る女性農業経営者の育成、 <u>登用に向けた意思決定層の意識啓発</u> 、女性グループの活動、女性が働きやすい	(略)	(略)		女性が変える未来の農業推進事業（再掲）	地域のリーダーとなり得る女性農業経営者の育成、女性グループの活動、女性が働きやすい環境づくり、女性農業者の活	(略)	(略)	

		環境づくり、女性農業者の活躍事例の普及を支援。					躍事例の普及を支援。			
	<u>機構集積支援事業</u>	<u>遊休農地の所有者等の利用意向調査、所有者不明農地の権利関係調査、農地情報や農地の出し手・受け手の意向等を管理するデータベースの運用等を支援。</u>	<u>女性農業委員の登用促進及び組織化のための活動を支援。</u>	<u>農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）</u>		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	
	<u>農業委員会交付金</u>	<u>農地法等に基づく業務を行うための農業委員会の職員の設置、農業委員等の手当に必要な基礎的経費を交付。</u>	<u>農業委員会交付金について、49歳以下の農業委員・女性農業委員の登用の状況を配分に反映。</u>	<u>・農業委員会交付金事業実施要領（昭和60年11月20日付け60農経A第1141号農林水産事務次官依命通知）</u> <u>・農業委員会交付金の</u>		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	

				<u>予算配分について（令和6年7月12日付け6経営第1001号経営局農地政策課長通知）</u>						

附 則（令和7年4月1日付け6経営第3272号）

- 1 この通知は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和6年度までに実施した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。